

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成29年12月7日（木）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

（当委員会所管部分：福祉部）

【補足説明】な し

【質 疑】

平井委員

地域生活支援事業（日中一時支援事業）については、議案資料で実利用者数が31人から3人ふえたとあるが、利用回数がふえたのか、利用人数がふえたのか。

並木障害福祉
課長

今回の増額をお願いする要因といたしましては、利用者の数の増加というよりは、利用時間が伸びたことに伴う支出がふえたことによるものです。

平井委員

利用時間はどれくらいか。

並木障害福祉
課長

土曜日と日曜日を丸々利用される方がふえてきていますので、それに伴って実績がふえているという状況でございます。

平井委員

利用時間の制限はないという理解でよいか。

並木障害福祉

一日の利用時間の制限はございませんが、一月の利用時間の制限は、

課長

100時間となっております。

平井委員

この中で、100時間使っている人はいるのか。

並木障害福祉

100時間に到達している人は1人もいません。

課長

平井委員

平均何時間くらいか。

並木障害福祉

平均では1カ月20時間です。

課長

平井委員

障害者が対象とのことだが、子どもやお年寄りも利用できるのか。

並木障害福祉

18歳を境に児童から障害者となりますので、18歳未満については、

課長

こども福祉課の要綱に基づく利用になります。18歳以上になると全て障害者ということになりますが、65歳以上となるとこの日中一時支援と同様のサービスは介護保険におけるデイサービスとなりますので、デ

イサービスの利用ができる方については、介護保険に移行ということになります。

平井委員

介護保険の対象者はこのサービスを使えないということか。

並木障害福祉

同様のサービスにつきましては、介護保険が優先となります。

課長

赤川委員

地域生活支援事業ということで、移動支援事業も日中一時支援事業も障害者の自立支援や社会参加を促すことが目的で、毎年、補正予算が出てくる。それは地域で自立した生活を送ることができる人がふえているからなのか、事業所がふえたからなのか。

並木障害福祉

移動支援につきましては、日常生活における必要な外出や余暇活動の外出、障害者の社会参加の促進ということで、制度が設けられているものですので、そのニーズが高まり実績が伸びているという状況であると考えています。次に、日中一時支援事業につきましては、特別支援学校や障害者施設の利用時間が終わった後に、介護者の長時間労働といった就労状況などによって家庭において介助ができないという社会的要因に基づいて実績が伸びている状況であると考えています。

赤川委員

事業所がふえていることが大きいと考えるが、事業所数がふえているから、それに付随して社会参加が促進されているということによいか。

並木障害福祉
課長

事業所がふえている、あるいは実績が伸びているから事業所がふえるという両方の要因に基づいて実績が伸びていると考えています。必ずしも事業所がふえているからだけということではなく、実際のニーズが高まっているのでそれに伴って事業所もふえていると考えています。

【議案第116号 福祉部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 （午前9時7分）

（説明員交代）

再 開 （午前9時9分）

○議案第122号「所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第122号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

（当委員会所管部分：こども未来部）

【補足説明】なし

【質 疑】

大館委員

ほうかごところと中富ほうかご広場が開設された経緯は違うのか。

森田青少年課

長

ほうかごところにつきましては、地域の子どもたちを地域で育てると
いう地域立の考え方に基つきまして、平成15年に所沢小学校で始めら
れたと聞いております。放課後の子どもたちの安全安心な居場所を確保
するということで、そうした見守り事業が開始されたと聞いております。
中富のほうかご広場につきましては、平成26年に国で放課後子ども総
合プランが定められ、全児童を対象とした放課後子供教室と留守家庭児
童を対象とした児童クラブの2つの事業の連携をもっと図っていこうと
いうことが示されました。その中で放課後子供教室、ここでは中富ほう
かご広場ですが、ほうかご広場につきましては見守りだけでなく、地域
立ということは変わりませんが、体験型プログラムをとり入れて充実さ
せていくといった考え方に基づいて、地域において運営委員会を設立し
ていただき、地域の実情に即した形で運営体制や事業内容が話し合われ
てつくられてきた経緯がございます。

大館委員

ほうかごところとほうかご広場の違いについて詳しく教えてほしい。

森田青少年課
長

ほうかごところと中富ほうかご広場の大きな違いですが、ほうかごところは全児童を対象として始められましたが、中富ほうかご広場につきましては、初めから一体運営ということで始められておりますので、この時点で児童クラブの子どもたちがほうかご広場の事業に参加できる仕組みを初めからつくったということです。ほうかごところは見守りが中心ですが、ほうかご広場はそこに多様な学習、体験プログラムを実施しているということが大きな違いでございます。

本田こども未
来部長

補足ですが、国ではなかなか解決されない放課後児童対策、いわゆる児童クラブの狭隘化などの解消の一つとして、放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を連携させて、連携をさらに強化させることによって子どもたちが両事業の壁を越えて一緒に過ごすことができる、これをいわゆる一体型というのですが、これを推進することを目標に掲げ、今の放課後児童対策の狭隘化等を解決する手法として掲げています。市としても、現在の放課後児童対策、いわゆる児童クラブの狭隘化等の解消にも相当効果があると考えておりますので、これを目標と掲げ市の重要な施策として進めていることとなります。

大館委員

今年で直営での運営が3年目になるが、指定管理にすることによって金額的にもかなり安くなると思う。金額が高いという議案質疑もあつ

たが、どのぐらい安くなるのか。

森田青少年課
長

直営で実施している平成28年度決算で、児童クラブとほうかご広場を一体でやっておりますので、事業費は2,530万円ほどになります。それに対し、平成30年度からの指定管理と委託では、事業費は2,040万円ほどになることから、約500万円が現状より安くなります。ただ現状の直営ベースで設計しておりますので、今後、一体型、一体運営となることによる事業の効率化という部分で、事業費につきましては効率化を見込めるものと考えています。

大館委員

指定管理の仕様で見直しを検討するということが、期待できるということでしょうか。

森田青少年課
長

昨日の議案質疑の中で、他のほうかごところとの比較があったかと思えます。他のほうかごところの場合は、教育委員会の直営で行っておりますが、市内の平均で、一カ所約490万円であったかと思えます。これにつきましては、ほうかごところによって異なり、例えば所沢小学校では約800万円になりますが、これはあくまでも人件費になります。委託になる場合にはこの人件費のほかにも、一般管理費、消費税、社会保険料の事業主負担等がかかってきます。単純な比較にはならないとは思いますが、先ほどの質疑の部分につきましては、一体運営ということ

で、児童クラブと同じ事業者が行うことで効率化を図っていけるものと考えていますので、その部分での削減が十分期待できると思います。

大館委員

放課後と言いながら、6時間の勤務時間とすることの説明をお願いしたい。

森田青少年課
長

中富のほうかご広場につきましては、事業を立ち上げるということで現在、市が直営で実施しておりますが、立ち上げ中で、放課後子ども総合プランに基づく体験型の事業を充実させていくことや地元の地域色を生かした企画などに取り組んできましたので、そういう中で、常勤職員の企画や運営に係る時間として6時間が必要とされてきました。また開設時における学校や運営委員会との話し合いの中で、当日の出席確認などをしっかり行っていくことで始まっておりますので、6時間勤務の常勤職員を配置し、あとは短時間の職員の1日5名体制でやっております。

本田こども未
来部長

補足ですが、中富の一体運営型につきましては、学校施設を利用しての初めての事業ということで、所沢市としてはこれを進めていきたいということもあり、直営で行ったということもその理由の一つでございます。また時間的な配置に余裕があるということも、まずはこういった形でこの事業を進めていけるのか、まさに試行的な部分もございましたので、現状では6時間勤務の職員もおります。今後は民間に委託していく

わけですから、債務負担をお認めいただいた後に、民間、現実的には受託のコマームとなりますが、そちらとの事業の調整を行っていきますので、その部分で事業者からの提案があるかと思います。そういったことを踏まえまして、今回は債務負担の額の上限としてお願いしていますが、効率化を図っていく、まさにこれが一体運営事業の効果であると考えています。

小林委員

そもそもモデル事業として3年間は直営で行っていくということで始められたと思うが、この3年間の検証をどのようにされているのか。

森田青少年課
長

検証につきましては、ほうかご広場の利用者アンケートを実施し、高い満足度を得ております。放課後児童対策の審議会である放課後児童対策協議会においても、この一体運営事業が放課後の子どもたちの望ましい形であるというような答申をいただいております。こういったことが検証になろうかと思えます。

小林委員

ほかでは、所沢小学校をはじめ、ほうかごところを立ち上げ、10校あると思うが、今まで全児童対策がなかったところにできたということでは評価がされていると思う。時間的には下校時からとなっているが、昨日の質疑の中でも、質の違いということもかなり言われていたが、ほうかごところでも連携と言われています。一体と連携の違いをどのよう

に捉えたらよいのか。

森田青少年課
長

放課後こども総合プランの中では、一体型、連携型となっています。小学校の敷地内で2つの事業を実施している場合には一体型、児童クラブが少し離れているような場合には連携型と呼んでいまして、それぞれの2つの事業の連携をとっていくものですが、所沢市で放課後児童対策実施方針を定めておりまして、この中では中富型の一体運営事業、事業者が違って連携すれば一体型となりますが、一体運営につきましても、同一事業者が行うことで初めから事業連携が取れているというメリットがありますので、一体運営事業をこれからの市の目指す方向性として掲げたものが放課後児童対策実施方針となります。これからつくっていくものは一体運営を目指していくということです。ほうかごところにつきましても、既存の児童クラブや生活クラブとの事業連携をこれから進めてまいります。現に昨年度、北秋津小学校で一体型ということで1校進めさせていただきましたが、これからは、既存のほうかごところにつきましても、既存の児童クラブや生活クラブとの連携をさらに強めて一体型ないし連携型を進めていくことになろうかと思えます。

小林委員

連携というのは場所の問題なのか。学校内にあれば一体だけれども、そうでなければ連携ということか。

森田青少年課
長

そのとおりでございます。

小林委員

前には、国では学童保育の一体化ということが言われていたが、子供教室推進事業と学童保育の一体化は、いわゆる留守家庭児童の児童クラブだけではなく、全ての児童のための遊び場の提供と働く親を持つ小学生に毎日の継続した生活の保障をしていくことは、別に必要だという見方でよいのか。

森田青少年課
長

放課後子ども総合プランのことかと思われませんが、こちらにつきましては、2つの事業の連携ということになります。それは国も、市としても今後、進めていきたいと考えております。留守家庭児童の対策としての児童クラブにつきましては、現在、需要を満たしていないので今後充実させていきたいと考えております。

中村委員

整理したいのだが、一体型と連携型があって、場所の違いだという話があったが、本市の場合は一体型の中の一体運営を目指すわけなので、場所が違うということではなく、できれば学校の中でかつ同一業者に両方の事業をやってほしいということでこれからやっていきたいということ
でよいのか。

森田青少年課
長

そのとおりでございます。

中村委員

多分、議論になっているのは、例えば体験事業や人件費の問題等でお金がかかってくる部分が別にあるわけで、今までは直営でやっていたので予算上見えてこなかったが、今回指定管理者に委託料として支払うのでその部分が見えてきたわけで、既存のほうかごとと比べると事業も人繰りも違うので、それは当然お金がかかってくるのはわかるけれども、それがどこにどれだけかかっているのがわからない。その目安としてどこにどれだけのお金が余計にかかっているのか明らかにしていただきたい。

森田青少年課
長

今回の事業費の積算は、基本的に人件費がほとんどを占めております。先ほど単純な比較ではないと説明しましたが、人件費の部分で、事業を運営するに当たってそれに要する時間が必要となってきます。その部分で、今現在は常勤職員1日6時間ですが、3人体制ということで勤務しております。勤務時間については、ほうかごところでは1時ないし2時ぐらいから開始し、5時、6時までの勤務になりますが、子どもたちがいる時間にはできない、事業に係る準備や企画のための時間となります。

中村委員

その上昇分というのは、委託料の中のいくらぐらいになるのか。

森田青少年課
長

現在の直営の体制をベースに積算しております。それを委託化するとき、同一事業者になりますので効率化ということになりますが、民間委託になったときにどれだけ効率化して、逆に効率化の部分でどれだけ下がるのかといった部分につきましては、事業者と詰めていく必要があると思います。

中村委員

具体的な額がある程度見えるようにしてほしい。ほうかごところと今回新しく取り組むほうかご広場があつて、事業が一本であるという答弁が部長からあつたが、性質が違うのでお金のかかり方も違い、一概に比較できないということはわかるが、その目安がほしいということが一つ、また今まで6時間勤務の臨時職員を雇っていたことをベースに積算したことはわかるが、うがった見方をすれば、社会保険がつくので6時間の臨時職員を雇ってきて、それがベースになっていると思ってしまう。そのため、委託に当たっても6時間勤務の人を同時に積算していくところがあつて、それは委託するに当たってはそういう積算になるのかもしれないが、仕様によって保険料の部分が変わってくるのでそういうことは十分できると思う。今までのやり方をベースにしたことについて、臨時職員を雇うために、社会保険をつけるために6時間で雇っていたのかと思ってしまう。そのあたりはどうなのか。

森田青少年課
長

確かに、6時間勤務の方になりますとそうした社会保険料等が発生します。そのため、そうした部分はございます。ただ先ほど申し上げましたとおり、現行の体制で積算をしております。2年間、事業を立ち上げていく中で、立ち上げに係るエネルギーがあるので、これだけの人員配置と経費がかかっております。しかしながら、ある程度の形ができ上がりましたので、これを委託化することによってそうした効率化を図っていけるという部分で昨日の議案質疑において答弁しております。

植竹委員長

額の目安について、示すことができるか。

本田こども未
来部長

金額が幾らということは申し上げられませんが、可能性として考えられるのは、やはり一体運営事業になれば当然子どもたちの移動によって児童クラブの職員あるいはほうかご広場の職員、そこには職員が移動することでの効率化ということは見込めると思います。ここでは幾らということとはなかなか申し上げられませんが、人件費として、例えば何人分とか、そういったものが具体的には今後出てくるのかと思います。

中村委員

今までは6時間勤務の方が3人いたが、それは今後、事業者との話し合いの中で調整は可能なのか。当然、予算は限られているので、原課として抑制したいという気持ちはあると思う。人件費の大部分がかかるのは6時間勤務の3人の方だと思うが、そこについては、現状の仕様中

で、3人を2人、1人に減らしていくといった抑制は可能なのか。

本田こども未
来部長

まさに、コマーシはこういった事業ではプロですので、むしろ行政よりもシフトの関係であるとか、そういったもののノウハウは持っていると思います。1人なのか2人なのかということも含めて、今後、調整を図っていきたいと思います。

中村委員

可能であるという答弁でよいか。

本田こども未
来部長

市としては、市費の抑制ということでは努力をしたいということです。

中村委員

児童クラブはまだまだニーズに対して足りていないことがここにいる皆さんの共通認識であって、その中でほうかごところは全て児童クラブの代わりになるわけではないが、経費としては安価で、ある程度そのニーズを吸収できる。そういったものがあるにもかかわらず、それをあえて選ばずに、今回放課後子どもプランに基づくほうかご広場をやるということで、ほうかごところに比べて多少お金がかかってくるものをなぜあえて選ぶのか、説明をお願いしたい。

森田青少年課

ご指摘のとおり、まだまだ児童クラブは足りていない状況でして、こ

長

これから計画的に整備をしていきたいと考えています。基本的にはほうかごところもほうかご広場も同じ事業になりますが、児童クラブのニーズが高い中でなかなか入れないお子さんもいらっしゃいますが、短時間の就労の方ですとほうかごところを利用するというニーズもございます。そうしたことで、これからほうかご広場と児童クラブの一体運営を目指し、ほうかご広場を広めていって、そうした短時間の就労の方などのニーズを吸収できたらと考えています。

中村委員

そういうニーズがある中で、一体型を選ばずに、一体運営を選ぶ理由は何か。一体運営でなくても既存のシステムを使えばできるのに、わざわざ一体運営にこだわって余計に経費がかかってしまう部分のサービスを選ぶ理由について伺いたい。

森田青少年課

長

一体型であっても、事業連携によって児童クラブの子どもたちが、ほうかごところに行けるというものでございます。一体運営を目指していくという部分につきましては、やはり同じ放課後の中でいろいろな事業の連携が、同じ事業者であるため、始めからできるということがあります。例えば児童クラブの場合には夏休みに加配職員を付けております。ほうかごところには基本的には夏休みがないものですから、そうした職員がそこに代替えで入るなど効率的な運営ができます。先ほど高い経費のお話がありましたが、中富の場合は地域のニーズを踏まえながら立ち

上げてきましたのでこうした金額になっておりますが、一体運営によって、両事業は同じ事業者ですから、事業費の効率化が必ずあります。結果的に他のほうかごところ比べて高いですが、立ち上げの段階で、そうした企画などを行ってきましたので、ある程度高くなってしまっています。ただこれからそうしたことにつきましては、効率化を図っていけるものと考えておりますし、これから新たに、ほうかご広場、一体運営を結びつけていくに当たっては、地域立ですから地域のニーズが必要となってきます。地域の中での話し合いなどに基づいて立ち上げる中で、地域によってニーズが異なりますので、それによってやり方が同じであっても、この金額がベースになるものとは考えておりません。

中村委員

ほうかごところには夏休みがあり、ほうかご広場には夏休みがないというメリットについてはわかったが、先ほどから申し上げているように、児童クラブのサービスの量が足りていない中で、比較的安価なほうかごところをたくさん進めたほうが受け入れはよくなり、サービスの量がふえるのではないか。あえて費用が高くなってしまふものを進めていく理由が、夏休み以外に何かあるのか。

森田青少年課
長

ほうかごところとほうかご広場の大きな違いですけれども、事業の違いがございます。ほうかごところに関しましては、基本的には見守りということで時間的にも5時ないし5時半までのところが多いです。ほう

かご広場につきましては、事業の内容としては同じですが、国の放課後子ども総合プランの中で2つの事業の連携を進めていく中で、この放課後子供教室の中で体験型のプログラムを入れてもっと充実をしていこうという考え方でございます。留守家庭児童の子どもたちにも入ってもらいたいというのが連携・一体の考え方です。所沢市のほうかごところに関しましては、平成15年からできたもので、先行して放課後の事業に取り組んできたと聞いております。国でも平成16年から地域子ども教室推進事業が始まり、それに先行して所沢市はほうかごところを立ち上げてきたものでございます。所沢市の場合には、先行して立ち上げてきた経緯がありますから、その中で地域の子どもは地域で見たいこうとということで見守りをやってきました。ただ、国でも平成16年から地域子ども教室推進事業を立ち上げまして、その中で全児童を対象とする事業を開始してきました。その後国としても、放課後子供教室についても体験型プログラムを取り入れて充実していくという考え方は、放課後子ども総合プランを見ても、そのように見て取れるものです。この一体運営で行うほうかご広場に関しては、そうしたものを基にやっております。ほうかごところに関しては、先行して始めていますので、そういった違いは感じ取れます。

中村委員

国が示す放課後子どもプランというのは、地域立で地域の指導者を使いながら、まさに教育委員会が主体となって取り組んでいるものだと感

じている。そもそも文科省が始めている事業であり、当市はわざわざ厚労省管轄のこども未来部でやっていくから一体運営事業でやらざるを得ないような状況で、だからこそ高止まりしている印象がある。他市ではほうかご広場事業を教育委員会が主体となってやっているところもあると思うがいかがか。

森田青少年課
長

他市で、教育委員会が所管で放課後対策を行っているところはございます。県内でもございます。

中村委員

放課後子ども総合プランの説明資料を見ると、ほうかご広場に関しては、事業主体は地域のボランティアなどの方々が例に出てくる。事業者として一体運営をやるのは、国の資料の中では説明がないようなやり方であるが、あえてそれを選択するのか。どういうことなのか。

森田青少年課
長

地域立でボランティアでという精神は、中富ほうかご広場に関してもございます。スタッフに関しましては、所沢市の場合は、臨時職員として位置づけられておりますので、そのほかにボランティアということで、ほうかごところに関しましても中富ほうかご広場に関しましてもボランティアを募って事業を展開しております。中富に関しては地域性もありますので、そうした中で、地域の方がボランティアとして繭玉づくりをしたり、わら細工をしたり、地域色のある事業に取り組んでいただい

おります。スタッフとボランティアの両輪が必要だと考えています。

中村委員

国は、完全に地域の方々にお手伝いいただいて一体型をやっているわけであるが、当市では、地域の方々にお手伝いではなくて、それを全て事業者に向けて一体運営型をやりたいということである。それはなぜなのか。

本田こども未来部長

地域立というところでも、私どもがやっている一体運営も変わらないとは思っています。立ち上げの経緯は、市がかかわったということはありますけれども、運営自体は地域の運営委員会に諮って事業等を決めておりますので、カリキュラムと申しますか、内容が違うということはありませんが、それぞれ地域の中でどういった事業を年間に行っていくか、そういった検討については、全て地域にお任せしているということが運営委員会で決まっているということから言えるのではないかと考えています。先ほどの、なぜこども未来部で一体運営をやっていくのかということについてですが、所沢市放課後こども健全育成基本方針というものがございまして、その中でも、重点事業としてほうかごところであるとか、一体運営事業であるとか、そういったものも挙げておりますが、ほうかごところについては、これまで教育委員会との協議の中でも、今後の年度計画といたしましても、平成31年度までは現在ある10校のほうかごところを継続、実施していくとともに、こども未来部との連携の

検討及び実施となっておりますので、そういう中では、ほうかご広場を進めていくにはこども未来部が今後やっていくことが、推進力があると考えているところでございます。

中村委員

放課後子供教室、ほうかごところもそうであるが、そもそも文科省中心で、一方放課後児童クラブという厚労省の関係の事業があって、それをくっつけるために放課後子ども総合プランをつくったわけですね。そもそも放課後子供教室については、いわゆるほうかごところを発展させるということを、国はモデルとして描いているわけで、本市の場合はあえて一体運営という形でやろうとしている。さまざまな事情があると思うが、このあたりについては総合教育会議で、そこで調整してくださいと書いてある。そのあたりの議論はどうなっているのか。議論がきちんとできていれば、逆に教育委員会が主体となって同じような事業を展開すればもっとコストを安くできるのではないかと思うし、国が示しているのはおそらくそのやり方だと思う。少なくとも、わざわざほうかごところ部分にまで民間事業者を連れてきてやるほうがいいとは言っていない。総合教育会議でどういった議論がされているのか。

森田青少年課
長

放課後児童対策実施方針を平成28年3月に策定しておりますが、その際にも、こども未来部と教育委員会とで、放課後児童対策について何度も協議をして、実施方針をつくってきた経緯がございます。

中村委員

総合教育会議の中で、いわゆる放課後子ども総合プランについての経費的な問題は議論となっていないのか。

本田こども未

費用のことについては、直営だったということもあり、議論になった

来部長

かと言われればなっちはありません。今回所沢市においては、委託という形でお願いすることになりますが、これはあくまでも現状を移行した3年間の費用の上限ということでお願いしておりますので、ここからが所沢市の独自の委託という形になっておりますが、民間のノウハウの提案によってどこまで削減できるか、そうしたことが今後の市の課題であると思っています。

平井委員

先ほどの答弁の中に、児童クラブの待機児が多いということで、その解消を狙っているということが見受けられたが、児童クラブとほうかごところとほうかご広場は、まったくよって立っているところが違う。ほうかご広場に来るお子さん、ほうかごところに来るお子さんは、お母さんが普通には働いていないという状況下で放課後に見てもらっている。児童クラブは、働いているお母さんが預けたいというところで、全く違うところなのに、今度は一体化してそういうお子さんを吸収してもらうことを事業者に頼むということを狙っていることがよくわかった。受けた事業者も一体化することによって、大変なことになると思う。子ども

にお金がかかることはいいと思っているし、なぜお金をかけてはいけないのかとも思っている。そういった意味で、コスト論だけでやっていくとこの事業も大変になるし、ほうかご広場をやる場合にお金がかかると思いますので当然であり、そこを削減しろという質問自体変だと思う。これから未来を担う子どもたちにお金をかけて、子どもたちの豊かな経験にはお金がかかるものである。コストを削減しろという議論はしたくないという立場から申し上げているが、一体型にしても児童クラブの待機児童の解消にはならないと考えるが、なぜそれを目指しているのか。

本田こども未来部長

働いている方々は、児童クラブが潤沢に整備できれば、吸収できるので最善だと思いますが、家庭の事情にもよるとは思いますが、短時間の勤務で子どもが帰るといご家庭もあると思います。夏休みには近所におじいちゃんやおばあちゃんがいてそこに行くという家庭もあると思います。そういう意味では選択肢の一つにもなるのではないかと考えております。当然、児童クラブに登録してそこで過ごすことが最善であると思いますが、そういう選択をしないご家庭もあるということも事実であると考えています。

平井委員

児童クラブとほうかごところやほうかご広場は全く違うものであると考えてもらわないと大変だということを何回も言っている。そこをきちんとわかっていないと本当にやる方も大変、預ける方も不安になってし

まう。そういったことについてはいかがか。

本田子ども未
来部長

そこは十分承知しています。

平井委員

1年生が56人、2年生が56人、3年生が53人、4年生が64人、5年生が53人、6年生が53人、計335人の児童数のうち、登録人数が174人で、登録の割合が、1年生が76.8%、2年生が83.9%、3年生が75.3%で、平均の参加人数が53人である。その子どもたちを見るのは下校時から長くても5時半までであるが、常勤1人、非常勤4人で見ることでよいか。

森田青少年課
長

5人体制でございます。

平井委員

常勤の人は月収となるのか。

森田青少年課
長

現在は市の臨時職員ですので、時間単価となります。

平井委員

非常勤の方も臨時職員か。

森田青少年課
長

そのとおりでございます。

平井委員

一体化した場合で、5時に終わった後、児童クラブは6時半までやっているが5時で終わってしまうのか。どういう取扱いとなるのか。

森田青少年課
長

53人の中には児童クラブの子どもも含まれています。児童クラブの登録人数としては30人登録があります。通常、夏時間では5時半までほうかご広場をやっておりますので、5時半までは一緒に遊んで、その後、児童クラブのお子さんは児童クラブ室、専用室に入ることになります。

平井委員

おやつ時間は児童クラブの子だけとなるのか。

森田青少年課
長

児童クラブの子どもには、補食という形でおやつを提供しております。これは児童クラブのみです。児童クラブは6時半まで開所しておりますが、ほうかご広場は夏時間が5時半までとなりますので、それまでは一緒に遊びますが、それ以降につきましては、児童クラブの子どものみ児童クラブ室で過ごしていただく形となります。

中富の場合には、試行錯誤をしまして、ほうかご広場のお子さんには

ビブスをつけていただいております。5時半になりましたら、ビブスを付けているお子さんたちは、お迎えに来ていただいて帰ることになります。

赤川委員

ほうかご広場とほうかごところの人件費が議論されているが、ほうかごところが始まった当初は、教育委員会が中心となり、どちらかという地域ボランティアを中心とした形ということだったと思うが、今回のほうかご広場と目的は一緒であっても、かなり中身が違ってくるという説明があった。実際、臨時職員の人数はほうかご広場の場合は4人になっており、ほうかごところの一般的な賃金を支給している人の数とは差があると思うのだがいかがか。

森田青少年課
長

基本的に、ほうかごところにつきましても、リーダーを含めて5人から6人を配置しています。中富のほうかご広場は5人配置を基本としておりますので、人数配置については変わらないものと考えます。

赤川委員

今回のほうかご広場は、所沢市の独自のなものでもあり、今後積極的に展開していく方針と思うが、児童クラブでは狭隘化の問題が起きていてなかなか学校の中で展開するのが難しい状況の中で、中富モデルを発展させたほうかご広場を他の学校で展開していくに当たり、考えていることは何か。また今後の見込みはどうか。

森田青少年課
長

今後につきましては、ほうかご広場は地域立ですので、地域の中でそうした機運が高まりまして開設することとなった場合には、青少年課で相談等の支援をしてみたいと思います。そうした中、実施方針にありますとおり、一体運営を目指して考えておりますので、ほうかごところの開設の機運が高まりましたら、一体運営に向けて支援していきたいと考えております。

赤川委員

特に狭隘化の問題が大きいと思うが、ほうかごところの開設が難しい状況になってきて、そこでこども未来部が積極的に入ってもほうかごところが展開できなかった場合、ほうかご広場であれば入っていきやすいなどの戦略的なものがあるのか。

森田青少年課
長

こちらにつきましては、教育委員会では既存のほうかごところを充実するという考え方は持っていますが、これから放課後子供教室を広めていくに当たり、こども未来部と教育委員会が協議をし、これから進めていく方向は一体運営であるということで実施方針をつくりましたので、こちらにつきましては、こども未来部でほうかご広場を進めていきたいと考えています。

赤川委員

ほうかごところは要綱があるが、ほうかご広場を整理する意味で、要

綱や指針などわかりやすく示すべきだと思うが、現状はどうか。

森田青少年課
長

ほうかご広場につきましても要綱が整備されております。指針につきましても、所沢市放課後児童対策実施方針を定めております。放課後子ども健全育成基本方針の中でも一体運営につきましても目標を定めております。ほうかご広場につきましても、これから仕様書を精査して作成してまいりたいと考えています。

赤川委員

一体運営について、今回の中富に関しては児童クラブとほうかご広場ということで、同じコマームが受けることになるが、例えば児童クラブのスタッフが広場に入ってくるというように、相互的に一緒に何かをやるといった人的な動きはあるのか。

森田青少年課
長

現在は直営ですので、そうした人的な交流については、夏休みの加配もそうですし、不足する場合の配置などについては可能です。

赤川委員

スケールメリットという観点から、そのあたりの協力体制はどうなっていくのか。具体的な検討はされているのか。

森田青少年課
長

今後、契約を結ぶ前には、スケールメリットも考慮しまして、いかに効率化できるかということを検討したうえで契約を進めていきたいと思

います。

大石委員

議案質疑の中で、いろいろな学習プログラムを組んで手取り足取り今後はやっていくという印象を受けたが、実際に良い面は夏休みの件や児童クラブの子どもと交流ができるということである。これではほうかご広場にするとどのようによくなるのか、よくわからない。繭玉づくりや地域の特色ある遊び学びをしながらやっていくと言うが、自主性を育みながら地域に人たちと一緒にやっていくのも大切だとは思いますが、もう少しそのところの説明をお願いしたい。

本田こども未来部長

一つの例として、繭玉づくりだったり、数珠玉のお手玉づくりを申し上げましたが、市がこういったことをやりましょうということではなく、運営委員会の中で、地域の方々がその地域の文化であったり、昔遊びだったり、そういったものを残したいという思いで、プログラムの一つとして提供していただいているものです。継続するかどうか、運営委員会の中で子どもたちにどういったことを残したい、どんなことを伝えることで地域の子どものとして育てていきたいという思いの表れの一つであると思っています。ああいったことを全てやっていくことが広場の特徴かどうかというのは、今後、地域の方も含めて、あるいはほかのほうかごところがございますので、市としても今回の中富は第1号ということで始めましたので、平準化という視点もあるということも含めて今後見

ていきたいと思っています。

中村委員

繭玉が出てくるのは、国の資料でいうと、地域の指導者が運営にかかわる、指導者が中心に運営するから事例として出てくるわけで、本市の場合はそうではなく、民間事業者がやることについて、それを例にするのではなく、違う独自性のものがあるから民間事業者にお願いするのだという理由はないのか。

森田青少年課
長

地域の運営委員会につきましては、地域の方が入った運営委員会で、いろいろな事業計画などの計画を立てるものでございます。実際に運営するスタッフについては委託をしますが、企画をしたり、提案をさせていただいたり、事業計画をつくったりするのは運営委員会です。地域の方が入っている委員会ですので、地域の方の意見がそこで反映されているものです。

福原委員

違った角度から確認したい。まず、今回の事業については、中富小学校を中心に、一体運営を目指して市が直営でやってきた。今までのやってきたことを総括して、国からの方針や市の考えもあるが、その流れをこれからも他にも展開していきたいということによいか。

森田青少年課

そのとおりでございます。

長

福原委員

次に、ほうかごところと児童クラブがそれぞれ違うということは議論の中で明らかになってきたことだが、中村委員からもあったが、なぜ一体にしなければならないのかということについて、こういう課題があるから一体にしなければならないといった議論はあったのか。

森田青少年課

長

こうした放課後の事業につきましては、市としましても、平成25年当時から放課後の事業のさらなる連携ということで、検討が進められてきました。放課後の事業というのは、ほうかごところと児童クラブでございます。この2つの事業をいかに連携していくかという議論の中で、一体化というのが一番効率的だということで進められてきたと考えています。

福原委員

児童クラブは児童クラブなりに、狭隘化など、さまざまな課題があって、それに対して市としては、独自に民設民営を考えたり、さまざまな苦勞をされていると思うが、市内で11校あるほうかごところが、なぜ他の学校に広まっていかないのか。国の方針や市の指針があるにもかかわらず、なぜできないのか。もっとやったほうがいいのかという声を聞く中で、できなかった理由は課題の中に入ってくるのだと思う。それを解消するために、一体型にすることによっていろいろなメリットを出してい

きたいといった趣旨はないのか。

森田青少年課
長

中富ほうかご広場を立ち上げるときに、現行のほうかごところの視察に行ったりしていますが、ほうかごところでもいろいろな課題がございまして、そうした中で、短時間勤務のスタッフが集まらないなど課題があるとは聞いています。中富の場合には、事業を充実することや一体的に運営することによって、夏休みの職員の関係ですとかそういったものもクリアするためにこのようになったものと考えます。

福原委員

スタッフがなかなか集まらないという課題やどうしてもやりたいが、警備体制や何かがあった場合には困るといった懸念もあって、総合的に学校長が判断されて、うちの学校ではできないという部分もあるのか。

森田青少年課
長

あろうかと思います。

福原委員

そういった部分が、今回全て民間でお願いすることによってクリアになると、もちろん人件費や委託料はかかるが、開設するための環境が整うわけですね。今までは学校長の判断やスタッフを集めることを苦労されているということがあってできなかったと捉えている。一体運営は

別としても、民間にお願いすることによってほかの学校に広められると
いうことの意味は含まれているのか。

森田青少年課
長

そうした考え方も十分ございます。

福原委員

ほうかごところで今まで別々でそれぞれやってもらっているが、一体
型でも連携型でもいいのだが、そのときに、ほうかごところで遊んでい
る子どもたちがいて、児童クラブの中で保育されている子どもたちがい
る。これまでお互いに交流することができなかったと思うが、ボランテ
ィアの方や児童クラブの職員の方が、この時間帯から見ましよう、この
時間帯から交代しましようという運営体制になったということか。

森田青少年課
長

基本的には、事業が異なり、管理上の問題がありますので、時間や場
所が分かれてしまって連携ができていないという部分があると聞いてお
ります。中にはうまく連携しているところもありますが、連携ができて
いないところもあるとは聞いています。

福原委員

そのあたりの運営体制について、役割分担ということがあったのかも
しれないが、お互いに気を遣ったりさまざまなことがあるので、一体型
にすることによってメリットが出てくるということで考えてよいか。

森田青少年課

そういったメリットも十分ございます。

長

福原委員

今回コマーチムにお願いしても、運営委員会の存在は、それ自体は生きるということでよいか。つまり地域のボランティアの方も一緒にやっていくのかどうか。

森田青少年課

運営委員会につきましては地域立ですので、そのまま存続いたします。

長

現在、運営委員会の事務局を市が行っております。運営につきましては、委託の中でいろいろな事務的なことはやらせていただきます。

福原委員

有償ボランティアに対する賃金は継続して発生するということか。委託料の中に含まれているのか。

森田青少年課

現在、有償ボランティアという形態を取っておりません。有償のボランティアでという方が今後いらっしゃった場合には、委託料の中でということになるかと思えます。

長

小林委員

地域立について、実際に子どもたちを見るスタッフは別かと思うが、運営委員会には地域からこういった方が出てきているのか。

森田青少年課
長

中富ほうかご広場の運営委員会の構成員ですが、中富小学校の校長、教頭、教務主任、PTA会長、後援会長、学校評議員、それ以外では自治会長、民生児童委員、青少年育成推進委員、子ども会育成会、また児童館や秋草学園の関係者、ほうかご広場のスタッフリーダー、給食の関係者など地域の方にあたる学校関係者といった方々になります。

小林委員

スタッフリーダーは別として、今おっしゃった方たちはボランティアでやられているのか。

森田青少年課
長

そのとおりでございます。

小林委員

運営委員会はどのぐらいの頻度で開催するのか。

森田青少年課
長

通常は年2回から3回です。

小林委員

指定管理者として委託するに当たり、仕様書を作成すると思うが、その内容は1年ごとに変わってくるのか。運営委員会で意見が出るたびに内容を変えるのか伺いたい。

森田青少年課
長

仕様書には主な事業については盛り込みますが、基本的には人員配置や時間、業務内容といった内容になりますので、イベントがふえたり減ったりといった細かな部分については、仕様書には影響がないものと考えています。

中村委員

国の放課後子ども総合プランでは、将来のことも含め、整備目標を掲げなければいけないとされている。例えば、市は子ども・子育て支援事業計画をつくったりしていて、またほうかごところはここで11カ所になる。一体運営になるのか一体型になるのかわからないが、市としての今後の整備の目標はどうなっているのか。

森田青少年課
長

放課後子ども健全育成基本方針の中で、重点事業として、放課後子ども総合プラン推進事業を位置づけており、平成31年度までに、中富を含めた一体型、連携型の小学校区を11校までふやしていきたいとしています。

中村委員

一体型か連携型かというのは敷地の問題かと思うが、今は別々の事業になっている既存のほうかごところを一体型ないし連携型にするということか。

森田青少年課
長

そのとおりでございます。

中村委員

一体型、連携型にするのと現状のままとはどのような違いがあるのか。

森田青少年課
長

放課後の子どもに関する2つの事業がある中で、児童クラブのお子さん
がほうかごところのプログラムに参加できる仕組みをつくっていくと
いうことで、放課後の充実につながるものです。

中村委員

既存の10校以外の新設についてはどう考えているか。

森田青少年課
長

現在、いくつかの小学校からほうかごところをつくりたいという要望
が出ており、青少年課でも説明を行うなど相談に応じているところです。
そうしたことから、今後は名称がほうかご広場になりますが、広がって
いくものと考えています。

中村委員

可能性があればやっていきたいということか。

森田青少年課
長

そのとおりでございます。

中村委員

今ある一体型、連携型を、一体運営型にするという方針はないのか。
先ほどからの説明を聞いていると、市としては一体運営型が望ましいという結論が出ていると思うのだがいかがか。

森田青少年課
長

実施方針の中では、今あるほうかごところについては一体型、連携型への移行を進めていくという方針を打ち出しています。ただ実際には、地域の実情を踏まえて取り組んでいく必要があると考えています。

中村委員

一体型でも一体運営型でも生じる課題として、国では同じ校舎内にあることを推奨していることへの対応が挙げられる。校舎内に確保する方策について、例えば子ども・子育て支援事業計画に盛り込んだり、総合教育会議で話し合っていなければいけないと思うが、そのあたりの状況はいかがか。

森田青少年課
長

公共施設マネジメントについて、公共施設等管理総合計画がありますので、この中で、小学校施設の複合化についてうたっています。こうしたことに基づいて、小学校施設の活用を進めていく方針です。

中村委員

子ども・子育て支援事業計画には、そういった記載はないのか。

本田こども未
来部長

子ども・子育て支援事業計画は、どちらかというと数量設定の計画になっていますので、学校施設の活用については書いていませんが、市全体の公共施設マネジメントの中で複合化がうたわれていますので、そういったことを根拠に進めていければと考えています。

中村委員

国の資料には、具体例として行動計画策定指針に記載するといったことも書いてあるが、これについてはいかがか。

森田青少年課
長

ほうかご広場についても、子どもたちが移動することなく過ごすことができるため、本来は学校施設が好ましいのですが、国の指針の中でも、他の場所でも可能であるとされています。そうしたことから、地域の実情等に応じて進めていく必要があると考えています。

中村委員

国では放課後子供教室として、実施するものとされているが、財政措置について伺いたい。

森田青少年課
長

国及び県から、それぞれ3分の1ずつ補助が出ることになっています。

中村委員

一体にしないと出ないのか。

森田青少年課
長

一体でなくても出ます。

小林委員

運営上、ごちゃごちゃになっているような気がする。既に北秋津小学校では児童クラブとほうかごところがあり、児童クラブに所属している児童がほうかごところにも登録している事例もある。これまで他の議員も、児童クラブとほうかごところは別のものとして、児童クラブの狭隘化、大規模化を解消していかねばならないと認識していると思うのだが、今の市の方針を聞くと、一体化して結果的には双方の児童を対象にし、児童クラブがうやむやになっていく気がしている。1997年に児童福祉法が改正され、独自の制度として学童保育が制度化されたところからすると、児童クラブとほうかごところは別という考え方でよいか。

森田青少年課
長

学童保育、当市における児童クラブについてはおっしゃるとおり法制度が整備され、現在では放課後児童健全育成事業ということで計画にも位置づけており、充実を図っていくものです。

平井委員

児童クラブについては指定管理者制度で、公募により新しい事業者が決まったところであるが、3年後にまた募集をかける際、一体化が条件となるように思えるのだがいかがか。

森田青少年課
長

現在、指定管理者の指定とこの委託については別契約になっています。
このことにより、指定期間中に新たなほうかご広場ができた場合、指定管理の更新を待たずして一体運営ができるというメリットがあります。
3年後、別々にしても結果的には同じことになるのですが、どのように進めるかは今後よく検討していきたいと思います。

平井委員

中富小については実績が残るので、このままいくことが考えられるが、他にも10校にほうかごところがある。市の方針では、将来的には一体化にしていきたいとのことで、最初はほうかごところがよくなったと思っていた。しかし一体化によって児童クラブの存在そのものがきちんとされなくなるという不安もあり、今後、指定管理者を公募する場合は、そのことをお知らせして進める必要がある。方針がいろいろと変わってしまうので市の子供の放課後に対する指針が見えてこないのだが、市が考える将来像があれば伺いたい。

森田青少年課
長

今回の指定管理者の公募についても、募集要項や仕様書の中で、放課後子供教室に係る事業については別契約とすること、また指定期間中にこうした事業が小学校区で開始された場合も別契約とするとうたっています。そのため次回の更新についても、同一の指定管理者が一体運営で事業を運営できるように考えています。

赤川委員

ほうかごところが既にできているところを一体化していくということかと思うが、近々の問題として、狭隘化の問題がある。これまでほうかごところはあまりふえなかったが、この一体型事業が広がっていくことにより、アマチュアではなくプロが運営することということで学校側の不安が少なくなることもあり、これまでできなかったところで学校施設を利用した事業が展開される可能性を評価していた。既にあるところを変えていくことに加え、今ないところにつくっていくことについてはいかがか。

森田青少年課
長

今までできなかったところについては、地域のニーズということもあり、また教育委員会でやるのか子ども未来部でやるのかという議論はありましたが、今では実施方針の中で、今後の方向性を一体運営としていますので、地域から開設の要望があれば子ども未来部で相談を受けて支援していきます。

赤川委員

今までは、学校施設を利用することについては学校長の判断もあったと思う。今回の一体化事業で、できなかったところで促進していくことを積極的にやっていくのか。

本田子ども未
来部長

確かに現状のほうかごところがあるところと比べ、新たに設立するにはいろいろなハードルがあるかと思います。しかし地域の方が設立を望

むことが第一で、またそういった意見があった場合には、こども未来部としては全力で取り組んでいきたいと思えます。

赤川委員

これまでできなかった理由としては、確かに地域のニーズはあるが、運営を考えたときに、スタッフも含めて地域で全てやる必要があったこともある。ただここで一体型となってプロの方々が来ると、これまでより少しでもつくりやすいという意味で、これまでできなかったところに行ける可能性があると思ったのだがいかがか。

本田こども未来部長

それも含めて、中富小での事業が第一号ということで、他の地区から見たときに、あのように行ける可能性があるのかというモデル事業になると思えます。また中富型はこども未来部が委託で進めていくものですので、そういった意味でも可能性は高いと考えています。あとは施設の問題で、学校施設は地域でさまざまな使い方をされていると思えますので、トータルで地域の理解を求めながら進めていくつもりでいます。

福原委員

今の話を聞いて大変心強いと思った。ただ情報が入ってくるところでは協議もできるし、要望も上がってくると思うが、例えばPTAや地域の中で、そんなことがあったのか、知らなかったという声も聞く。地域やPTAなどに、成功例の公開といった丁寧な周知徹底をしていただきたいと思うがいかがか。

森田青少年課
長

地域の説明会などでそういった要望もあり、一体運営に向けて支援をしていきますということをお伝えしています。今後も周知をしていきたいと思います。

【議案第116号 子ども未来部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時52分）

（説明員交代）

再 開（午前11時0分）

○議案第121号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

運営協議会のメンバーに、国保加入者が21人中6人しかいないとのことであるが、メンバー決めはどのように行っているのか。

森田国民健康
保険課長

国民健康保険運営協議会委員の構成ですが、被保険者の代表が6人、保険医または保険薬剤師の代表が6人、公益の代表が6人、被用者保険の代表が3人の合計21人になります。このうち被保険者の代表については、青色申告会、いるま野農業協同組合、所沢市連合婦人会、所沢市商工会議所、所沢市自治連合会のそれぞれの団体から推薦をいただき、選任しています。また保険医の代表は、所沢市医師会、所沢市歯科医師会、所沢市薬剤師会から推薦をいただいています。公益の代表は、市長が定める方が3人、所沢商店街連合会から1人、所沢市民生委員児童委員連合会から1人、連合さいたま西部第4地域協議会から1人の推薦をいただき選任しています。被用者保険の代表は、全国健康保険協会埼玉支部から1人、公立学校共済組合さいたま支部から1人、西武健康保険組合から1人の推薦をいただき選任しています。

平井委員

国保加入者の6人以外の方は国保税の重さや痛みを感じていないとい

うことでは、年金暮らしの方など国保税の痛みを感じている方を入れて検討すべきと思うが、今後もこのような形で進めていくのか。

森田国民健康
保険課長

公募で一般市民の方を入れる方法もありますが、今のところは団体から推薦いただいた方から、それぞれの視点に基づく意見を伺うという考えです。

平井委員

議案資料ナンバー1の46ページの改正の背景のところで、国民健康保険制度改革、広域化に伴い、所沢市が納める国保事業費納付金について、県から約107億6,000万円の試算結果が示され、現時点で約11億円の赤字額の解消が必要となっているとある。ただ昨日の議案質疑の中で赤字解消額が8億円との答弁があったがそれでよいのか。

森田国民健康
保険課長

約107億6,000万円という数字は8月の第3回目の試算で出た数字ですが、12月に、秋の試算と言っています第4回目の試算が出て納付金の額が下がったことから、赤字額を約8億円と答弁したものです。

平井委員

一人当たりの国保税必要額についても3回目の県の試算で11万206円であったが、4回目は10万1,875円と、1万円低くなっているという認識でよいか。

森田国民健康
保険課長 秋の試算で示された1人当たりの保険税必要額については、前回11万206円でしたが、今回は10万1,195円となりましたので、約9,000円下がっています。

平井委員 平成29年度の法定外繰入額について、当初は16億円と見込んでいたことであったが、広域化により8億円と負担が軽くなったということであると思うが、そういうことであれば値上げの必要はないのではないか。

森田国民健康
保険課長 いまだ試算の段階ですが、赤字繰入額と呼んでいる一般会計からの国保繰入額は広域化によって減少しますが、それとは別に、埼玉県国民健康保険の運営方針において赤字の段階的な解消が求められています。当市では約8億円の赤字額が見込まれるため、段階的に解消していきたいと考えています。

平井委員 議案資料ナンバー1の46ページに、方式について埼玉県国民健康保険運営方針で標準とする2方式を目指すとあるが、2方式を採用している市町村数は22、4方式は41であるが、県は自治体のそれぞれのやり方を尊重し、強制的に2方式にさせることはなかったと思うがいかがか。

森田国民健康
保険課長

県で強制的に2方式にさせるということはありませんが、県の調査では、平成30年度広域化に伴って17市町村が2方式にするとの結果が出ています。県でも将来的には保険税水準の統一化を目指していますので、県が標準としている2方式化に向かっていくことが適切と考えています。

平井委員

わざわざ2方式と書かなくても、今まで4方式で十分にできてきた。応能、応益ということを考えると、2方式では均等割と資産割が中心であり、赤ちゃんまでもが均等割の1人分とされてしまうし、また資産割については所得がない人、また持ち家でない方にもかかってくる。どちらがいいとは言えないが、4方式のほうが平等であり、公平性があるのではないかと思う。部長は、3方式を経て2方式ということも言っていたが、そこまでして2方式にする必要はないのではないか。

青木健康推進
部長

確かに方式については各自治体に決定権があるため、強制されているものではありません。ただ、なぜここで国保広域化という制度改革をするのかという視点に立ったとき、スケールメリットを生かして国保財政を安定化させていくという目的があります。県においては、まだ県内の医療費の状況や保健の事業の実施状況の差が大きいため、すぐには保険税の水準統一には向かわないということを示していますが、将来的には県内のどこに住んでいても同じ保険税率であることを目指していかな

ければならないということが改革の大きな目的です。そのため本市としても県が標準としている2方式化を目指していくべきと考えているところ です。

平井委員

平成28年度決算で、滞納世帯が25.8%ぐらい、4人に1人は払えないという状況であり、また国保が上がると払えない人がふえてくる。議案資料から、総世帯数は5万4,971世帯であるが、増額世帯が4万998世帯、74.61%と約7割の方が増額になることがわかる。そうした中で、総所得200万円以下の世帯が、1万2,672世帯でそのうち1人世帯が6,614世帯、2人世帯が4,745世帯と多くを占めている。さらに総所得33万円以下の世帯が1万6,612世帯でそのうち1人世帯が1万4,278世帯、2人世帯が1,756世帯と多い。それらを足すと、全体のうち3万8,701世帯が総所得200万円以下で、1人世帯か2人世帯が多く、そういったところが一番影響を受ける。そういった意味でも値上げの必要がないのではと言っているのだが、こういった影響についてはいかがか。

森田国民健康
保険課長

今回の改正は、赤字額の約8億円を全て値上げによって賄うということではなく、今回は段階的な値上げになります。値上げ部分については、医療分についても増額となる世帯もありますが、介護分のところで多く増額をお願いしています。介護分の納付の対象は40歳から64歳の方

に限られておりますので、65歳以上の高齢世帯については、上げ幅もかなり少なくなっています。また減額となる世帯が約1万2,000世帯ほどありますが、その7割が1人世帯または2人世帯の65歳以上の高齢世帯で、なおかつ持ち家がある場合になります。そういった面から考えても適当な改正と考えています。

平井委員

国民健康保険運営協議会からの答申について、医療給付費分均等割額が1万500円から1万4,300円と、3,800円の値上げ、介護納付金分均等割額が6,700円から11,000円と4,300円の値上げで、1人あたり合計8,100円の値上げとなるということか。

森田国民健康
保険課長

全体的な、世帯当たりの平均値上げ影響額は4,011円で、介護保険対象者に絞ると1人あたり約7,500円の値上げとなります。

平井委員

本来税金は、応能負担、応益負担ということで、自分の能力に応じて額が変わるものだと思うが、今回の話では応益の負担が重くなるということで、税金のかけ方に逆行しているように思えるがいかがか。

森田国民健康
保険課長

税の一つの仕組みとして、応能、所得のある方からいただくというものがありますが、国民健康保険税については保険という性格がある関係で応益割が定められており、所得がない方からも一定額をいただく仕組

みになっていると考えます。

平井委員

それはわかるが、所得がない方には赤ちゃんも含まれている。そういった世帯は大変だと思うし、税金としては逆進性につながるというか、累進課税に逆行していると思う。今でさえ、多くの方が滞納しているが、滞納者数を確認したい。

小川国民健康
保険課主幹

平成28年度の滞納世帯数は1万517世帯です。

平井委員

国保に加入している全世帯数はどのぐらいか。

小川国民健康
保険課主幹

年度内で資格の出入りがありますが、納税義務世帯数総数は6万5,359世帯となります。

大石委員

県で広域化を進めているとのことであるが、当市は東京都との境に位置しており、練馬区など西武線沿線の他自治体に流出したり、流入してきたりという中で、埼玉県に入ると保険税が高くなると言われてしまうかもしれない。保険税について、東京都との比較は日ごろから行っているのか。

森田国民健康
保険課長

東京都では23区が同じ税率となっています。給与収入が400万円
で、両親と子ども2人の4人世帯で、例えば東村山市と比較をすると、
当市は37万9,700円、東村山市は38万500円とそれほど差はな
いと感じています。

大石委員

埼玉県はそれほどではないが、東京都は圧倒的な財政力を持っており、
今後広域化によりスケールメリットが出る中で、東京都との差がどのぐ
らい出てくるのか不安なところがある。見通しは立てているのか。

森田国民健康
保険課長

東京都は財政力があるため、各自治体が国保会計にかなりの赤字繰り
入れを行っています。ただ、23区においてもこれまでに段階的な引き
上げを行い、繰入額を減らす努力をしていると聞いています。

平井委員

8億円は繰入額なんですよ。それを段階的に減らしていくというこ
とでは、広域化されていても、県の指標を見ると、市からの繰り入れは
認めているとされている。それは独自でできることであり、わざわざ値
上げをしなくてもいいのではないかと。これまで30億円入れていたとこ
ろからだんだん減らしてきたが、平成29年度でも16億円入れようと
していたのでそういった形でよいと思う。市民の命を助けるためのお金
であるので、それを今回のような形で解消するという考え方そのものが、
国民健康保険の社会保障としての理念に基づかないと思うのだがいかが

か。

森田国民健康
保険課長

県の運営方針では、一気に赤字を減らせない場合、目途としては平成35年度までに段階的に赤字をゼロにしていくという考え方です。そこまでに解消できなかった場合、県に申し出て認められれば、さらに延長できることになっています。

平井委員

その中には、自治体が繰り入れを行ってもよいというニュアンスが含まれている。赤字解消という言い方そのものがおかしいし、今までやってきた法定外繰入金についても、これだけの人数が滞納しているのでその立場に立たないと、国保加入者が保険税を払うことにより生活ができなくなってしまうということがあります、そういった年金暮らしの方もたくさんいる。市独自で、社会保障の精神を保つためにも、繰り入れを認めなければならない。県が平成35年度以降赤字であることを認めているのは、自治体からお金を入れなさいと言っているのだと思う。そういったことについてどう考えているか。

森田国民健康
保険課長

今回の広域化については、県も保険者として財政の責任を持つとされており、その県がつくった運営方針に従って赤字を解消していくものと考えています。

小林委員 先ほど、東京都では多くの繰り入れを行っている話があったが、広域化されると、県がお金を出すことになるのか。

森田国民健康
保険課長 広域化に伴い県繰入金が入っていますが、さらに県独自の補助金を入れるのか問い合わせたところ、独自の繰り入れについては考えていないとのことでした。

中村委員 赤字解消計画についても、11億円が8億円になったという話は急に出てきた。県のさじ加減で市の赤字額が決まってしまうようなところがあり、赤字だから税金を上げるという説明がしづらい。そういった県の対応について、市としては何かしているのか。また県からはこういった説明がされているのか。

森田国民健康
保険課長 今回、試算が何回にもわたって出ており、そのたびに納付金が変わってきています。県からはその都度、例えば国の公費投入との関係など納付金算定についての詳しい説明がされており、担当課としても数字が出るたびに試算と申し上げています。最終的には平成30年の1月に納付金が決めますが、現在は初年度ということもあって試算のたびに変わっているものだと感じています。

中村委員 なぜ数字が変わるのか。赤字が11億円だったものが8億円になりま

したと県から説明されたときに皆さんは納得するのか。

森田国民健康
保険課長

納付金の数字が変わったのは、国からの追加公費の1,700億円の反映の仕方が変わったことによるものです。初回及び2回目の試算ではこの公費の繰り入れを見ていなかった状態で納付金を算定し、3回目の試算では公費のうち1,200億円を反映し、さらに今回の試算では公費を1,500億円反映しています。さらに一番大きく異なるのは、夏までの試算については、広域化された場合の平成29年度の納付金であるのに対し、今回出た試算は、1年度分後ろ倒しになった平成30年度の納付金であることです。また、当初は直近の医療費の伸び率で計算していましたが、その後上り幅が緩やかになったことから、伸び率が下方修正されたことが反映されているというところが大きな違いになります。

中村委員

国保会計について、持続可能で安定的な会計を維持するためには思っているが、そこまで県の動向が変わってしまうと安定しないのではないのか。

森田国民健康
保険課長

今回の試算については、平成30年度が初年度ということで、県でも初めての作業であることから、数回に分けて精度を上げてきたものです。今後については、しっかりと試算をした納付金が、一回で出てくると思います。

中村委員

広域化すれば県が保険者になるが、市町村として、当面の間の財政出動のような話はしていないのか。例えば先ほど出た話で、東京都の財政出動があるのであれば、県にもそれなりのことをやらしてもらわないと、市町村では支えきれない部分も多いと思うがいかがか。

森田国民健康
保険課長

広域化に伴って納付金制度となり、国保制度がかなり変わりますが、これにより被保険者の負担が急激にふえる市町村については、県の調整交付金で激変緩和を行っているところです。

平井委員

激変緩和ではなく、県が広域化にお金を出してほしいということを、市が出さなければならないと思う。市や市民の負担ばかりでいっぱいになるのではなく、広域化を進めているのは県なので、それなりにお金を出すべきだという意見を、国保審議会でも市でもいいが、声をあげないといけない。東京都はお金持ちであるが、しっかり出している。声をあげることはできると思うがいかがか。

青木健康推進
部長

要望については、まず国からの3,400億円という大きな金額について今後も安定的にお願いすることと、持続可能な国保の皆保険制度の維持を目標としていることから、今後の状況によってはさらに公費のお願いをすることになるかもしれません。そういったことについては、一国

保保険事業者として国や県に要望していきたいと思います。

小林委員

国からの3,400億円の維持とのことであるが、実際には段階的に減らされてきた。以前は50%近く入っていたとのことであるが、今は4分の1ぐらいになってしまったと聞いている。そういった状況について伺いたい。

森田国民健康
保険課長

国の負担金について、現在では32%入っている状況ですが、以前は34%、さらにその前は40%であり、減ってきました。その代わりに、国と県の財政調整交付金が現在は9%出ていますので、全体としては50%ぐらいが国保事業に來ているということです。

赤川委員

近隣自治体、県内での同規模自治体である入間市、狭山市、川越市、越谷市における平成30年度以降の賦課方式について伺いたい。

森田国民健康
保険課長

把握している範囲では、川越市は2方式、入間市、狭山市、飯能市は4方式となっています。

赤川委員

今回の値上げは、平成35年度を目途に赤字を解消していく第一段階になるかと思うが、川越市、越谷市での赤字のデータは持っているか。また、赤字解消に向けて当市と同じように提案されているなどの状況も

わかれば教えていただきたい。

森田国民健康
保険課長

平成28年度の決算における法定外繰入金の額では、川越市が約22億4,000万円、越谷市が約15億7,000万円であり、当市では約25億800万円です。

赤川委員

当市では赤字額が8億円とのことであるが、これに照らし合わせたデータはないのか。

森田国民健康
保険課長

把握していません。

赤川委員

川越市、越谷市でも同じように議案が出ているかと思うが、保険税を上げる形で出ているのか。

森田国民健康
保険課長

12月定例会では出ていません。川越市は3月議会で条例改正の議案を出す予定であるようなことは聞いています。

赤川委員

先ほど、段階的という話があったが、当初は国で社会保障、税の一体化ということで、財源が確保されないまま始めてしまったために支援金についても決まらない状況である。当市では市民に対しては保険税を

上げていくということであるが、一方広域化にはメリットもある。トータルで見たときに、保険税は上がるが一般会計のことも考慮すると市民の負担はふえないということをどう説明していくのか。

森田国民健康
保険課長

今後、広報やホームページで広域化についての詳しい説明を載せていきたいと考えています。

赤川委員

保険税を上げていけば赤字の解消になるが、ただ上げるだけでなく、次は上げずに済むような計画を立てる必要があると思う。財政調整交付金、特々分を確保することについては大丈夫であろうという話もあるが、川越市、越谷市は既にもらっている。また高額医療費についても一位が7,225万円で、上位5人だけでも相当な金額であるが、こういったことについてのアプローチや収納率など、努力によって今回は上げざるをえなくても、次は何とか値上げせずに8億円の赤字を解消していけるような具体的な計画を示すことはできないか。

森田国民健康
保険課長

当市が策定した赤字解消計画の中でも、税率改正のみではなく、収納率の向上、ジェネリック医薬品推進に代表される医療費の抑制などに力を入れていきます。なお特々分については、平成30年度から特々分に代わって保険者努力支援制度という制度が新たに創設されますが、こちらでも特定健診の受診率や特定保健指導、収納率についてポイントが付き

ていますので、努力することで交付金を多く獲得するといったことも含めて赤字解消計画をつくっていきたいと考えています。

赤川委員

その計画について、議会にも見える形を出す予定はあるのか。

森田国民健康

保険課長

第3回の試算をもとに、夏に一度、11億円の赤字を算出し、税率改正も含めた医療費の適正化、収納率の向上、新たな公費の獲得ということで赤字解消計画を策定して運営協議会にもご承認いただきました。しかし今回新たな試算が出ましたので、策定をし直して運営協議会に諮り、承認後にお示ししていきたいと考えています。

小林委員

赤字解消策の1つである特々分が保険者支援制度となり、特定健診や収納率の向上にポイントが高くつくとのことである。その中で、特定健診受診率の数値については低いと思うが、内容を充実させていくことも重要ではないか。

森田国民健康

保険課長

特定健診の検査項目については基準の項目が国から示されていますので、それに基づいて設定しています。

小林委員

基準の項目は国が決めるかもしれないが、議会で要望を出して採用されたこともあるし、近隣自治体では当市ではある800円の負担がない。

そういった意味では、市独自で充実させていくことも考えられるのではないか。

森田国民健康
保険課長

確かに自己負担金については、川越市、狭山市、入間市は無料で当市は800円いただいています。当市の考え方としては、公平性の観点から一定の自己負担をいただいているところです。今後については近隣の状況や、受診率向上にどのぐらいの効果があるかということの研究していきたいと考えています。

小林委員

収納率の向上について、今回の引き上げによって試算されている内容では、低所得の方々の負担が重いと感じる。同じ引上げであっても、高額所得者には大したことはなくても、年金生活をされている方からは年金の1カ月分が国保と介護保険でなくなってしまって大変だという声も聞くし、自営業、農業などそれ以外の方からも負担が重たいという話を聞く。そういったことから、何のための広域化なのかが見えてこない。市民から見ると社会保障はどんどん削られているという印象でしかなく、保険税率と収納は市の責任ということで、その重さはあると思うが、これ以上上げられると応益と応能のうち応益をふやそうとしているわけで、収納率の向上どころではない話になっていくと思う。生活が苦しい人たちに滞納が多くなっているということは運営協議会でも話が出ていたが、収納率の向上ということでお尻を叩いているだけではとてもでは

ないがうまくいかないと思う。どのようにしていくつもりなのか。

小川国民健康
保険課主幹

収納率の向上については効果がすぐ出るというものではなく、これまでの方法を取りながら、より丁寧に、またきめ細かに折衝しながら地道に取り組んでいくということで、関係課と協議しながら進めていきたいと思えます。

【質疑終結】

休 憩（午前11時54分）

再 開（午後1時0分）

【意 見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第121号について意見を申し上げます。今回の国保税の値上げは県の広域化によるものとしています。この間の質疑で、実質は赤字とされている8億円ですけれども、29年度法定外繰り入れが16億円見込んでいたこともあり、赤字ではなくむしろ広域化で市の負担が軽くなったこともわかりました。この値上げによって保険加入者5万4,971世帯のうち増額世帯は4万0,998世帯で74%におよびほとんどが所得200万円以下の世帯であることもわかりました。応益負担と応能負担では均等割は赤ちゃんにもかかり、平等割は資産のない方にもかかり、低所得者への増税にもつながります。2方式への移行は県が強制していないこともあり、十分な検討が求められます。さらに法定外繰り入れなども従来どおり行うことで、社会保障

としての国民健康保険税の役割を果たすように求めて反対の意見といたします。

大館委員

自由民主党を代表し、議案第121号について賛成の立場から意見を申し上げます。今回の税制改正は、平成30年度、国から国保広域化により国保財政の健全化を図るため、赤字のある市町村は、その解消を求められています。今回の税率等改正は、全体的に、国保広域化に対応した各所得階層への負担が急激な増加とならないよう配慮されており、緩和処置もされています。持続可能な国民健康保険運営を行うため、より一層、国民健康保険税の収納率向上に努めることと、ジェネリック医薬品の利用促進、特定健康診査の受診率向上などによる、さらなる医療費の抑制に努めていくことを求め、賛成いたします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第121号について賛成の意見を申し上げます。もともと私たちの会派では、2方式を推進しています。収入のない土地でも資産でもそこに保険税がかかる方式には疑問を感じてきましたので、強く2方式にさせていただくようこれからも求めていきたいと思っておりますし、合わせて意見として、私たち所沢市は都県境にある自治体として、東京都の影響をかなり受けます。広域化を進める中においても、東京都の自治体との保険税との差が開かないように国や県に強く意見を求めていくことを期待しまして賛成いたします。

赤川委員

民進ネットリベラルの会を代表し、議案第121号について意見を申し上げます。今回は、国保広域化に向けた改正ですが、まず賦課方式については、応能、応益負担のバランスを地域の実情を考え、最初から2方式を目指すというよりは3方式も含め、市民の負担を十分考慮したものにしていきたいと思います。また赤字解消を、税率変更以外の方法を、実効性のある、今後は具体的な赤字解消策を示していきたいと思います。また一般会計からの繰り入れについては明確な基準を示していただくことも求めたいと思っております。国保の広域化は税と社会保障の一体改革の中で、平準化と、国、県の支援でこの制度を持続可能性のあるものとするという本来の目的でしたので、今後とも国、県の支援を求めていっていただきたいと思っております。今回、税率を変更するという議案になっていますが、今後、広域化のメリットも含め、保険料以外の一般会計全体との関係も含め、市民へ丁寧な説明を求め、賛成の意見といたします。

福原委員

所沢市議会公明党を代表し、議案第121号について賛成の立場から意見を申し上げます。今回の改正につきましては、概ねやむを得ない部分も多々あり、賛成はいたします。しかし、引き続きの医療費の削減、また収税率の向上など努力を求めて賛成とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第121号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第117号「平成29年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第117号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

（当委員会所管部分：健康推進部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩 （午後1時8分）

（説明員交代）

再 開 （午後1時9分）

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分

【意見】

小林委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第116号の債務負担行為、放課後子供教室推進事業委託料について、反対の立場から意見を申し上げます。この3年間、中富小学校において中富児童クラブと放課後子供教室である中富子ども広場を一体としたモデル事業として直営で運営してきました。来年度からは3年間の指定管理者委託事業として中富児童クラブと同じ指定管理者受託事業体に委託をするものです。放課後子供教室が、全ての児童のための遊び場提供というもので、働く親を持つ小学生に、毎日の継続した生活の保障はできないことから、国は1997年に児童福祉法を改正して独自の制度として児童クラブを法制化してきました。しかし今回の債務負担行為補正案からは、指定管理で児童クラブと放課後子供教室の一体化事業で、児童クラブの指定管理にすることとともに、児童クラブの補完的、代替的役割を放課後子供教室に担わせることが全市的にも進めていく方向性が見えてきましたので反対といたします。

中村委員

至誠自民クラブを代表し、議案第116号について、反対はしませんが、放課後児童対策一体運営事業について意見を申し上げます。国の示している放課後子ども総合プランは、国からの各種資料にもあるように、

放課後子供教室、ほうかご広場と言ってもいますが、この部分の運営を、現在行っているほうかごところに携わっていただいているような地域の指導者等を想定していると考えられますし、そういう意味でほうかご広場と放課後児童クラブを同じ学校内で行う一体型を推奨していますが、本市の目指すところはこの一体型のうちの、広場部分と放課後児童クラブを同一事業者にお問い合わせする一体運営を行うことにしています。質疑でも明らかになりましたが、欲を言えば、児童クラブの老朽化、狭隘化、量の不足という課題がある中で、コスト面を考えれば、一施設にかかる予算を節約して比較的成本がかからない国の想定する一体型を行い、こうした諸課題に予算を振り分けていただけたらとも思います。今回のケースについては今までの経緯もあり、一体運営を行うことや、そもそも直営で行っていた事業をベースに積算されているようですので予算の高止まり感は否めませんが、実施に当たっては予算の節約に努めるという答弁もありましたので、鋭意努力していただきたいと思います。本当に6時間勤務で朝から来られる方が3名も必要かどうか、もう一度考えていただきたいと思います。以上を申し上げ、賛成の意見といたします。

大館委員

自由民主党を代表し、議案第116号の債務負担行為、放課後子供教室推進事業委託料について、賛成の立場から意見を申し上げます。中富ほうかご広場は、従来のほうかごところとは違い、見守りに加え放課後子ども総合プランに基づく体験型プログラムを取り入れるなど事業の充

実を図っています。事業費については、従来のほうかごところとの単なる比較にはならないものと考えますが、今後、市として、この一体運営事業を進めていくに当たり、地域性を十分考慮した事業の充実はもとより、事業費についても十分精査してください。また債務負担行為は限度額の設定であり、事業費については児童クラブとの一体運営となることから、さらなる効率化を図ることを求め賛成します。

赤川委員

民進ネットリベラルの会を代表し、議案第116号のうち債務負担行為、放課後子供教室推進事業委託料について、賛成の立場から意見を申し上げます。このたびの事業は、中富モデルとしての児童クラブ、地域に支えられたこども広場を一体事業として、これまでのほうかごところの新しい形の事業として、今後、ほうかごところが地元のニーズがありながら実施できない地域の児童クラブの狭隘化解消に資することを期待しております。またこの方式が、所沢市の新しい放課後児童対策のモデルとして、学校を活用して市内に進めていただきたいと思います。そのうえで意見を申し上げますと、まず市民にわかりやすく、この事業の明確化のため、しっかりとした指針を設けていただきたいと思います。またほうかごところが地域でうまくいっているところを無理に一体化を進めることなく、地域の実情を考えて進めていただくことを求め、賛成の意見とします。

福原委員

所沢市議会公明党を代表し、議案第116号について、賛成の立場から意見を申し上げます。債務負担行為、放課後子供教室推進事業委託料についてですが、中富小学校にて児童クラブとほうかご広場の一体的運営を直営で行ってきた実績につきましては概ね評価いたします。市としては一体型運営を目指していくことについて、会派としても今後期待を込めて注視してまいります。そのうえで、教育委員会との引き続きの協議で、既存のほうかごところを運営している学校へは運営委員会とのさらなる連携強化を、そして今後設置を希望されている学校とその地域、保護者への事業内容のさらなる周知徹底や相談強化を求め、賛成とします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第116号について、賛成の立場から意見を申し上げます。放課後子供教室推進事業委託料につきまして、中富の地域の実情を踏まえて今回一体化していくということなので、さまざまな子どもたちが一緒に過ごす時間や活動する時間、夏休みの人事の配置の問題など、それから直営に比べての削減される効果など期待しております。そして予算ですけれども、第3回定例会でも申し上げましたが、児童クラブと今回のほうかごところやほうかご広場とさまざまなライフスタイルがあるので、家庭の事情に合わせた放課後の過ごし方はありますけれども、やはり児童クラブの利用者がふえるということ全体を予算でまず考えていただいて、それぞれの地域の実情に合わ

せたほうかごところとの一体化を進めていただきたいことを意見として
申し上げます。

【意見終結】

【採 決】

議案第116号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案
のとおり可決すべきものと決する。

散 会 （午後1時18分）